

# 相続ニュース

Vol.0069

2015年5月11日(月)

担当：MS事業部 松村

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

## 遺産分割調停

### はじめに

相続人の子供などで、相続財産を話し合いで分けることが出来なかった場合には、家庭裁判所で話し合うことになります。

### 遺産分割協議とは

「相続財産をどのように分けるか」を、相続人全員で話し合っ決めて決めることを「遺産分割協議」といいます。期限は、特に定められていませんが相続税申告書の期限には定めがあります。

また、遺産分割協議は相続人などから協議の呼びかけがあっても、応じる義務はありません。

よって、ひとりでも欠ければ「遺産分割協議」は永遠に決まりません。

### 調停

遺産分割協議がまとまらないときは、家庭裁判所で話し合うことが法律で定められています。

こちらは、話し合いであり裁判ではありません。また、相続人の出席は義務付けられています。

調停手続では、当事者双方から事情を聴いたり必要に応じて資料等を提出してもらったり、遺産

について鑑定を行うなどして事情をよく把握したうえで、各当事者がそれぞれどのような分割方法を希望しているか意向を聴取し、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をし、合意を目指し話し合いが進められます。

### 家庭裁判所での流れ

- 1、遺産分割調停の申立て
- 2、調停日のお知らせが届く（約2週間後）
- 3、お知らせから1ヶ月後に第一回目の調停が開かれる
- 4、月一回くらいのペースで調停が開かれる
- 5、3～4回で合意できれば終了
- 6、合意できなければ、家庭裁判所が審判を決定する

### おわりに

遺産分割調停は、おおむねこのような手順で進めていきます。ご相談事項があれば、問合せください。

